



## 就学援助（新入学準備金）のお知らせ

就学援助とは、小中学校に就学しているお子さんの保護者で経済的に困難な方に、学用品費や給食費等の援助を行う制度です。

国分寺市教育委員会では、就学援助のうち、小学校入学にかかる費用の一部を入学前に、「新入学準備金」として支給します。

### ◎対象要件

(1) 基準日（令和8年2月1日）に国分寺市にお住まいで令和8年度に小学校に入学する児童の保護者のうち、以下のいずれかに該当する方

① 児童扶養手当を受けている方

② 世帯の所得が認定基準未満の方（下記の対象者認定の目安を参考にしてください。）

※生活保護受給中の方は、生活保護費から同様の費用が支給されるため、支給対象外です。

(2) **対象者認定の目安**（認定基準は生活保護法による需要額の1.2倍です。）

| 世帯人員 | 世帯構成                 | 所得限度額・賃貸 | 所得限度額・持家 |
|------|----------------------|----------|----------|
| 3人   | 父37歳、母32歳、子(6歳)      | 341万円以下  | 257万円以下  |
| 4人   | 父41歳、母35歳、子(7歳、5歳)   | 381万円以下  | 297万円以下  |
| 4人   | 父45歳、母41歳、子(14歳、11歳) | 413万円以下  | 329万円以下  |

※就学援助の認定は、世帯の年間所得・生活保護法による需要額等で判断します。実際の所得限度額は、家族の年齢や家賃等により異なります。なお、支給の可否について事前にお答えすることはできません。

### ◎支給額・支給時期

認定者へ **57,060円** を **2月中旬** に申請書記載の保護者口座に振り込みます。なお、支給の可否に関わらず、2月上旬に結果通知書を郵送します。

### ◎提出期限

**令和8年1月9日(金)(消印有効)** ※期限厳守

### ◎注意事項

今回、「新入学準備金」を支給された方は、小学1年生で就学援助の認定をされても、同一主旨である「新入学児童学用品費」の支給はありません。また、令和8年度に就学援助を希望される場合は、入学後あらためて申請が必要です。

支給を受けた方が市外へ転出した場合、重複支給を防ぐために、転出先自治体に必要な情報を提供します。

申請方法は裏面をご覧ください。

## ◎申請方法

### ① オンライン申請

新入学準備金申請用フォームから申請をお願いします。



#### 必要書類（アップロードのみ）

##### ☐振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）

保護者（申請者）名義で氏名・口座番号・金融機関名・支店コードが確認できる部分

##### ☐家賃の確認できる書類（契約書又は毎月の家賃振込額がわかる預金通帳の写し等）

※賃貸住宅・社宅等にお住いの方のみ（児童扶養手当を受けている方は不要）

#### 注意！

令和7年1月1日現在の住所が国分寺市ではなかった保護者の方は  
オンライン申請することができません。

### ② 郵送または窓口申請

市ホームページから就学援助費受給申請書をダウンロードし、必要書類を添えて、郵送又は窓口にて、申請をお願いします。

#### 必要書類

##### ☐就学援助費受給申請書

市ホームページ（ページ ID 1021570）からダウンロードできます。

こちらの二次元コードから読み込めます ⇒



##### ☐振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）

保護者（申請者）名義で氏名・口座番号・金融機関名・支店コードが確認できる部分

##### ☐家賃の確認できる書類（契約書又は毎月の家賃振込額がわかる預金通帳の写し等）

※賃貸住宅・社宅等にお住いの方のみ（児童扶養手当を受けている方は不要）

##### ☐令和7年度市・都民税課税（非課税）証明書（原本）（扶養家族を除く同一世帯全員分）

※令和7年1月1日に国分寺市に住民登録をしていない方のみ

## ◎問い合わせ先・送付先

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 電話 042-312-8655  
国分寺市教育委員会 学務課 学務係 （市庁舎2階）

